

参考資料3

平成 16 年度環境技術実証モデル事業の実証機関の公募について

平成 16 年 2 月 5 日
環 境 省

環境省では平成 15 年度より、環境技術実証モデル事業（以下、「モデル事業」という。）を実施しているところです。モデル事業は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的とするものです。平成 16 年度においては、①化学物質に関する簡易モニタリング技術分野、②ヒートアイランド対策技術分野（寒冷室外機から発生する顕熱抑制技術）③酸化エチレン処理技術分野、④小規模事業場向け有機性排水処理技術分野、⑤山岳トイレ技術分野、の 5 分野について、技術実証の対象とすることとしています（右分野の決定については、平成 15 年 11 月 7 日付け環政総発第 031107001 号をもって通知済み）。

この度、環境省では、下記のとおり、地方公共団体(都道府県及び政令指定都市)を対象に、平成 16 年度の実証機関を募集いたします。

なお、実証機関とは、モデル事業において、環境省の委託を受け、有識者による技術実証委員会の設置・運営、実証対象技術の公募・選定、実証試験計画の策定、実証試験の実施、実証試験結果報告書の作成、実証試験結果報告書の環境省への報告及びデータベース運用機関への登録等の業務を行う機関です（別紙 1 及び同封のパンフレットを参照）。

（モデル事業について、詳しくはホームページ <http://etv-j.eic.or.jp/> をご覧下さい。）

記

1. 平成 16 年度モデル事業において技術実証の対象となる技術分野

平成 16 年度においては、以下の 5 つの技術分野についての実証機関を公募します。実証機関となることを希望する場合は、この中の 1 つ又は複数の分野を選択して下さい。

なお、今後、行政ニーズ等の必要性に応じ、技術分野の追加を行うことがあります。

①化学物質に関する簡易モニタリング技術分野【16 年度より新規に実施】

（技術分野の内容）

環境中の化学物質のうち、特に公定法が定められていない物質等を対象とした測定を、通常実施されている手法より簡易的に実施する技術。

（想定される技術の例）

P R T R 法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）対象物質、内分泌攪乱作用が疑われる化学物質等を対象とした抗原抗体反応技術を応用した酵素免疫法、蛍光免疫法等による簡易分析法。

②ヒートアイランド対策技術分野（空冷室外機から発生する顕熱抑制技術）【16 年度より新規に実施】

（技術分野の内容）

多くの建物に付帯している空冷室外機から発生する顕熱を抑制することにより、ヒートアイランド対策を行うための技術分野。

（想定される技術の例）

空冷室外機へ水を噴霧すること等により、水が蒸発するときの潜熱を利用して、冷却効果を高め、室外機から発生する顕熱を抑制する技術（装置）など。

③酸化エチレン処理技術分野

（技術分野の内容）

製造業や医療機関等において、滅菌のために使用されている酸化エチレンガス（大気汚染防止法における有害大気汚染物質の中の優先取組物質・P R T R 法における特定第一種指定化学物質）を浄化するための技術分野。

（対象となる技術の例）

酸化エチレン滅菌装置からの排ガスを、燃焼、酸化触媒反応、加水反応等の方法により適切に処理する技術（装置）など。

④小規模事業場向け有機性排水処理技術分野

（技術分野の内容）

小規模事業場（日排水量 50m³ 以下を想定）の厨房から排出される有機性排水を処理するための技術分野。

（対象となる技術の例）

厨房からの有機性排水を、生物学的または物理化学的処理により適切に処理する技術（装置・プラント）など。

⑤山岳トイレ技術分野

（技術分野の内容）

山岳部等下水・排水管、電気等のインフラが未整備の地域において、公衆が利用する便所のし尿を処理するための技術分野。

（対象となる技術の例）

非放流式で、し尿を生物学的処理、化学的処理、物理学的処理、もしくはその組合

せにより適切に処理するし尿処理技術（装置）など。

2. 公募の方法

公募は、1. の技術分野別に実施します。

- ・ 申請書及び関係書類（別添様式参照）に必要事項を記入の上、電子メール又はファックスにより以下宛てに提出のこと。
- ・ 電子メールで提出する際は、件名に「化学物質に関する簡易モニタリング技術分野の実証機関応募」など、いずれかの分野名を明記すること。
- ・ なお、複数の技術分野を希望しても差し支えないが、提出は、分野毎に分けて行うこと。

（提出先）

① 化学物質に関する簡易モニタリング技術分野

環境省環境保健部環境安全課 環境技術実証モデル事業担当

電子メール：etv2@env.go.jp

ファックス：03-3580-3596

② ヒートアイランド対策技術分野（空冷室外機から発生する顕熱抑制技術）

③ 酸化エチレン処理技術分野

④ 小規模事業場向け有機性排水処理技術分野

環境省環境管理局環境管理技術室 環境技術実証モデル事業担当

電子メール：etv2@env.go.jp

ファックス：03-3593-1049

⑤ 山岳トイレ技術分野

環境省自然環境局自然環境整備課 環境技術実証モデル事業担当

電子メール：etv2@env.go.jp

ファックス：03-3595-0029

3. 募集の受付期間

募集の開始時期及び受付期間（2週間程度を予定）は、それぞれの分野ごとに設定し、公表いたします。受付開始のおおよその目安は、以下のとおりです。

- ①及び②の技術分野：16 年 4 月から 5 月頃（現在、実証試験要領を作成中であり、実証試験要領を決定し、公表する際に公募を開始予定）
- ③、④及び⑤の技術分野：16 年 2 月から 5 月頃（今年度の実績を踏まえて、実証試験要領を必要に応じ修正を加えた後、公募を開始予定）

4. 審査

環境省は、実証機関の選定にあたり、書面による審査及び必要に応じヒアリング審査を実施します。審査の結果は、すべての応募団体に対して通知します。

5. 応募資格

応募の資格については、以下のとおりです。

- ・都道府県及び政令指定都市。
- ・環境省からの委託により実証試験要領に定めた実証試験の実施等が可能なこと。（試験の実施に必要な費用については、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は技術の実証を申し出た者の負担とし、対象技術の環境保全効果の測定その他の費用は環境省の負担（環境省と実証機関の間で委託契約を締結する）とする。詳細については、実証試験要領で定める。）
- ・実証の対象とする技術を公募する際、自管区外から応募された技術についても受付可能なこと。ただし、対象となる技術が管区外に設置せざるを得ない等の理由により（パイロットプラントの設置等）、職員を自管区外まで派遣しないと実証試験等の実施が困難な場合については、この限りではない。

6. その他

- ・実証試験の実施については、当該地方公共団体付属の環境研究所等各種試験研究機関の利用を基本とします。なお、必要に応じ、外部の機関に試験内容の一部の実施を再委託することができます。
- ・平成 15 年度から引き続き実施する③、④及び⑤の技術分野については、分野毎にその実証試験結果等を踏まえ、各ワーキンググループでの検討の結果、地方公共団体に加えて、別途、民法第 34 条の規定に基づき設立された法人（公益法人）及び特定非営利活動法人を対象に募集を行う可能性があります。
- ・本公募は、平成 16 年度予算成立前のため、実証の対象となる技術分野の内容等に変更が生じる可能性があります。変更が生じた場合には、その旨を別途通知いたします。

本件担当問い合わせ先

〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
環境省総合環境政策局 環境研究技術室
木野、 須藤

電話：03-3581-3351（内 6244）

FAX：03-3593-7195

e-mail：etv@env.go.jp

別添 1

平成 16 年 月 日

平成 16 年度環境技術実証モデル事業の実証機関としての応募について

以下の技術分野に関して、平成 16 年度環境技術実証モデル事業の実証機関となることを希望しますので、別添の資料を添えて応募します。

技術分野名： _____ 分野

地方公共団体名： _____

担当者連絡先

所属部署：

担当者氏名：

住所：

電話番号：

F A X 番号：

e-mail アドレス：

別添 2

●実証機関としての実施体制

1	主に担当する部局（技術実証委員会の事務局、技術の公募等）	担当部局： 実施責任者：
2	16 年度に実証可能な技術の内容	
3	実施体制※1) （技術の公募・選定、実証試験計画の策定、実証試験の実施等、業務毎の実施部局がわかるよう記述。なお、別紙 1 第 5 章 2. 実証機関選定の観点に沿った、機関の組織・体制、技術的能力等がわかる資料を提出すること。詳細は、技術分野毎に別途指定する。）	

※ 1）別紙 1～3 に示した体制と異なる場合、その旨を明記（理由を含む）すること。

別添 3

●実証に要する費用の見込み（概算）

○技術の実証に必要な試験分析費 （実証可能な技術サンプル数を想定して積算を行って下さい。）	万円（税込額） （以下に内訳を添付のこと）
○その他、運営に係る費用	万円（税込額） （以下に内訳を添付のこと）

【内訳】

- 技術の実証に必要な試験分析費
 - ・ 借料・損料（機器レンタル費等）
（具体的な装置名）
 - ・ 消耗品費
（具体的な消耗品リスト）
 - ・ 補助職員賃金（実験補助等）
（実験補助等に必要な人日）
 - ・ 外部委託費（一部実証試験の外注）
（委託に必要な人件費、機器の借料・損料、消耗品費等）
 - ・ その他
- その他、運営に係る費用
 - ・ 職員旅費
環境省との打ち合わせ、実証申請者との打合せ
 - ・ 技術実証委員会
検討員への謝金、交通費、会議費、印刷製本費
 - ・ 実証試験結果報告書
印刷製本費
 - ・ 一般管理費
 - ・ その他

注：上記経費はあくまで例示であり、必ずしも全ての経費を計上する必要はありません。
 また、他に追加すべき経費の項目があれば、計上して下さい。

記載例

別添 2

●実証機関としての実施体制

1	主に担当する部局（技術実証委員会の事務局、技術の公募等）及び実施責任者	担当部局：環境生活部大気環境課 実施責任者：環境生活部長
2	16 年度に実証可能な技術の内容	実証試験実施要領に含まれる技術内容は全て実施可能。
3	実施体制 ^{※1)} （技術の公募・選定、実証試験計画の策定、実証試験の実施等、業務毎の実施部局がわかるよう記述。なお、別紙 1 第 5 章 2. 実証機関選定の観点に沿った、機関の組織・体制、技術的能力等がわかる資料を提出すること。詳細は、技術分野毎に別途指定する。）	以下に示す。

※ 1) 別紙 1～3 に示した体制と異なる場合、その旨を明記（理由を含む）すること。

